

平成 27 年(2015 年)9 月 30 日



# 埼玉県報

号外第 31 号  
平成 27 年(2015 年)  
9 月 30 日  
水曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

## 規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十七号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十七号の七を次のように改める。

別記様式第二十七号の七

年 月 日

所在地

法人名

様

代表者氏名

埼玉県 県税事務所長 印

法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税<sup>更正</sup>決定

法人の事業税・地方法人特別税の不<sup>過少申告</sup>申告加算金決定<sup>通知書（納額告知書）</sup>  
重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税				
摘要		課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	円		
	年400万円以下の金額		／100	円
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額		／100	
	年800万円を超える金額		／100	
	計			
	軽減税率不適用法人の金額		／100	
付加割	付加価値額総額			
	付加価値額		／100	

県税		法人番号	
事業年度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申告基準日		年 月 日	
申告納付期	県民税	年 月 日	
	事業税	年 月 日	
確定申告書提出年月日		年 月 日	
修正申告書提出年月日		年 月 日	
県民税			
( 使 途 秘 匿 金 税 額 等 )		( 円 )	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合等の法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		イ	

資本割	資本金等の額総額			
	資本金等の額			/100
収入割	収入金額総額			
	収入金額			/100
合計事業税額				
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				
既に納付の確定した当期分の事業税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				
差引過不足事業税額				
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
地方法人特別税				
摘要		課税標準	税率	税額
所得割に係る地方法人特別税額		円	/100	円
収入割に係る地方法人特別税額			/100	
合計地方法人特別税額				
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額				
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				
差引過不足地方法人特別税額				
減少する地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
過少(不)申告加算金				
加重加算金				
延滞金の控除期間				対象外税額
県民税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで		
事業税特別税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで		
指定納期限		年月日		
更正、決定又は加算金決定の理由				

法人税割額		ア又はイ × $\frac{\quad}{100}$	
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
利子割額の控除額			
差引法人税割額			
既に納付の確定した当期分の法人税割額			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
過不足法人税割額			
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	ウ	月
割額	均等割額		円 × $\frac{ウ}{12}$
額	既に納付の確定した当期分の均等割額		
過不足均等割額			
過不足県民税額			
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
利子割額に関する計算	利子割額(控除されるべき額)		
	控除した金額		
	控除することができなかつた金額		
	既に還付を請求した利子割額		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額		
分割基準	事業税	県民税	
		従業者の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数
本	県	従業者の数	
総数			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正副2通)はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第七十九号を次のように改める。

受付印  年 月 日  (宛先) 埼玉県自動車税事務所長	特別 徴収 義務 者	フリガナ 所在地	〒 _____ (電話 _____)
		フリガナ 法人等名	_____
		フリガナ 代表者	_____ (印)

下記のとおり、利子割の申告納入について届け出ます。

届 出 事 由		1 新設	2 異動	3 廃止	4 利子等の種別の変更
新 設 等 年 月 日		年 月 日	異動事由		
営業所等	フリガナ 所在地	〒 _____ (電話 _____)			
	フリガナ 店舗等名	_____			
特別徴収義務者番号※		_____	_____	_____	_____
利子等の種別及び 利子割の納入方法	利 子 等 の 種 別			納入方法	
				店舗等ご とに納入	本店等 において一 括納入
	1	特定公社債以外の公社債の利子			
	2	銀行預金利子			
	3	銀行以外の金融機関の預貯金利子			
	4	勤務先預金等の利子			
	5	合同運用信託の収益の分配			
	6	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の 収益の分配			
	7	郵便貯金利子			
	8	国外一般公社債等の利子等			
	9	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益			
	10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配			
	11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で 公募以外のもの			
	12	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配			
	13	懸賞金付預貯金等の懸賞金等			
	14	定期積金の給付補填金			
	15	掛金の給付補填金			
	16	抵当証券の利息			
	17	貴金属等の売戻し条件付売買の利益			
18	外貨建預貯金等の為替差益				
19	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益				
一括納入 する本店 等	フリガナ 所在地	〒 _____ (電話 _____)			
	フリガナ 店舗等名	_____			
特別徴収義務者番号※		_____	_____	_____	_____
(備考)					

- 注意
- この届出書は、店舗等の新設、異動、廃止又は利子等の種別の変更があつた場合に提出してください。
  - 「届出事由」欄は、該当する事由の頭数字を○で囲んでください。
  - 「新設等年月日」欄は、届出事由が新設、異動又は廃止の場合にあつては当該新設等の年月日を、届出事由が利子等の種別の変更の場合にあつては当該変更種別に係る利子割の納入開始年月日を記入してください。
  - 「異動事由」欄は、届出事由が異動の場合（営業所等の所在地又は店舗等名などが変更した場合）にのみ記入してください。
  - 「利子等の種別及び利子割納入方法」欄は、1から19までのうち該当する商品の頭数字を○で囲むとともに、当該商品の納入方法について、「店舗等ごとに納入」又は「本店等において一括納入」のいずれかを選んで○を記入してください。  
また、本店等において一括納入する場合は、「一括納入する本店等」欄に、その所在地及び店舗等名を記入してください。
  - ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第八十号及び別記様式第八十号の二中「埼玉県 県 税 務 所  
長」を「 埼玉県自動車税事務所長」に、「公社債利子」を「特定公社  
債以外の公社債の利子」に改め、「公社債投資信託」の次に「のうち公募公社債投  
資信託以外」を加え、「8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配 9 国外公  
社債等の利子等 10」を「8 国外一般公社債等の利子等 9」に、「11」を  
「10」に、「12 社債的受益証券の収益の分配」を「11 特定目的信託の社  
債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの」に、「13」を「12」に、「14」  
を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」  
に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に改め。

別記様式第八十号の三及び別記様式第八十号の四を次のように改める。

更 正  
決 定  
配 当 割 過 少 申 告 通 知 書 (納 額 告 知 書)  
不 申 告 加 算 金 決 定  
重 加 算 金 決 定

次のとおり通知します。  
 なお、下記不足税額及び納期限の翌日から納入の期間の日数に応じ法律で定める金額の延滞金額並びに加算金額を  
 年 月 日までに埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関又は埼玉県収納代理金融機関へ納めて  
 ください。

年 月 日

埼玉県自動車税事務所長 印

特別徴収 義務者	所在地			
	法人等名			
	代表者	様	特別徴収 義務者番号	

支払年月	年月分	更正・決定区分	更正・決定
納期限	年月日	申告年月日	年月日
区分	支払金額	税率	税額
<b>5.1</b> 上場株式等の配当等			
課税		100	
非課税等			
計			
<b>5.2</b> 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配			
課税		100	
非課税等			
計			
<b>5.3</b> 特定投資法人の投資口の配当等			
課税		100	
非課税等			
計			
<b>5.4</b> 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの			
課税		100	
非課税等			
計			
<b>5.5</b> 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金			
課税		100	
非課税等			
計			
課税合計			
既納入額			
差引過不足税額			
過少申告加算金額		100	
不申告加算金額			
重加算金額		100	
更正、決定又は加算金決定の理由			
(備考)			

(注) この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



配当割の期限後申告に係る不申告加算金決定通知書（納額告知書）

次のとおり通知します。  
 なお、下記金額を 年 月 日までに埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関  
 又は埼玉県収納代理金融機関へ納めてください。

年 月 日

埼玉県自動車税事務所長 印

特別徴収 義務者	所在地			
	法人等名			
	代表者	様	特別徴収 義務者番号	

支 払 年 月	年 月 分				
納 期 限	年 月 日	申告年月日	年 月 日		
納 入 申 告 税 額		不申告加算金額			
納 入 申 告 税 額 の 内 訳	区 分	支 払 金 額	税 率	税 額	
	[5-1] 上場株式等の配当等				
	課 税		100		
	非 課 税 等				
	計				
	[5-2] 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配				
	課 税		100		
	非 課 税 等				
	計				
	[5-3] 特定投資法人の投資口の配当等				
	課 税		100		
	非 課 税 等				
	計				
	[5-4] 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの				
	課 税		100		
	非 課 税 等				
	計				
	[5-5] 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金				
	課 税		100		
	非 課 税 等				
計					
課 税 合 計					
決定の理由					
(備考)					

(注) この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第八十号の五及び別記様式第八十号の六中「蕨田

海

事務所長」を「埼玉県自動車総務所長」に改める。

別記様式第八十四号の二を次のように改める。

別記様式第八十四号の二

地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>		※整理番号						
年 月 日		主たる事務所又は事業所の所在地 (電話番号 — — )						
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		氏名又は名称及び代表者氏名						
		屋 号						
地方税法第748条第3項の承認を受けたいので、同法第750条第2項の規定により申請します。								
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況等								
税目	書類の種類		書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第748条第1項 法第749条第1項 の帳簿備付け	関連帳簿	国税関係 申請状況
	名称・作成 事務所等	ファイル形式						
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所								
都道府県名		所 在 地						
3 設立の日（新たに設立された法人が法第750条第2項ただし書の規定を適用しようとする場合）								
年 月 日								
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係書類の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）								
区 分	対 象 と な っ た 帳 簿 の 種 類		届出書の提出 通知書の受理					
	税 目	名称・作成事務所等	年 月 日					
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日					
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日					
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日					
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日					
5 承認を受けようとする地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要								
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設置場所（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）			
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他（ ）			台	自己・委託				
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他（ ）			台	自己・委託				

コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他 ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他 ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他 ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他 ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他 ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他 ( )			台	自己・委託	
6 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置					
(1) スキャナの基準					
<input type="checkbox"/> 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取るものである。 <input type="checkbox"/> 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものである。					
(2) タイムスタンプの付与に関する措置					
事業者の名称		タイムスタンプの種類等			
		<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
		<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(3) 地方税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置					
次の掲げる情報を保存している。 <input type="checkbox"/> 解像度及び階調に関する情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係書類の大きさに関する情報					
(4) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要					
<input type="checkbox"/> 記録事項について訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず確認することができる。 <input type="checkbox"/> 記録事項について削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を含む削除前の内容を必ず確認することができる。					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					
(5) 入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報の確認に関する措置					
<input type="checkbox"/> 地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。					
(6) 各事務の適正な実施の確保に関する措置					
次の事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき各事務を処理している。 <input type="checkbox"/> 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制(相互けんせい) <input type="checkbox"/> 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続(定期的なチェック) <input type="checkbox"/> 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制(再発防止)					
(7) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置					
<input type="checkbox"/> [□一連番号、□伝票番号、□その他 ( )]により地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 ( )					
(8) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置					
<input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。 <input type="checkbox"/> 整然とした形式であること。 <input type="checkbox"/> 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。 <input type="checkbox"/> 拡大又は縮小して出力することができること。 <input type="checkbox"/> 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。					
(9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置					
<input type="checkbox"/> 次の書類を備え付ける(※)。					
① システムの概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> システム全体 <input type="checkbox"/> スキャナ装置 <input type="checkbox"/> 訂正削除管理機能 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
② システムの開発に際して作成した書類 <input type="checkbox"/> システム全体 <input type="checkbox"/> スキャナ装置 <input type="checkbox"/> 訂正削除管理機能 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
③ システムの操作説明書 <input type="checkbox"/> システム全体 <input type="checkbox"/> スキャナ装置 <input type="checkbox"/> 訂正削除管理機能 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> タイムスタンプ <input type="checkbox"/> その他 ( )					

- ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類
  - 電子計算機処理  電磁的記録の保存  その他（ ）
  - 契約書（ タイムスタンプ）
- ※ 次の区分に応じて、上記書類を備え付ける。
  - イ 自己が開発したプログラムを使用する場合…①、②、③、④  
（委託開発したプログラムを含む。）
  - ロ 電子計算機処理を他の者に委託する場合……①、②、④
  - ハ 市販ソフトを使用する場合……③、④

(10) 検索機能の確保に関する措置

- 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主 な 書 類 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/> 取引先名称	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(11) 地方団体の長が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置

- 電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（責任者が定められているものに限る。）を備え付ける。
  - ① スキャナの基準
    - 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット（200dpi）以上で読み取るものである。
    - 白色、黒色の階調がそれぞれ256階調（グレースケール）以上で読み取るものである。
  - ② ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置
    - 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
      - 整然とした形式であること。
      - 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
      - 拡大又は縮小して出力することができること。
      - 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

7 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要） 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（ ）
------	---

(注) 法第748条第3項の承認を受けた地方税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

別記様式第八十九号を次のように改める。

別記様式第八十九号

主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>		※整理番号	
年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長		氏名又は名称及び 代表者氏名	④
		屋 号	
事務所等	移 転 後	主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — — )
	移 転 前	主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — — )
地方税法第752条第1項(第754条において準用する場合を含む。)の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。			
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所及び国税関係承認状況等			
帳簿書類の種類			
税目	名称・作成 事務所等	ファイル形式(法第 748条第3項関係)	
		承認年月日	保存方法
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時
		年 月 日	税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時
		年 月 日	税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時
		年 月 日	税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時
		年 月 日	税務署
2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所			
都道府県名	所 在 地		
3 事務所等に移転した日			
年 月 日			
4 電子計算機等の概要			
承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要			
区 分	メーカー名	機種名	台数
運用形態	設置場所(委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)		
コンピュータ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
コンピュータ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
コンピュータ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
コンピュータ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
承認を受けようとする地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要			
区 分	メーカー名	機種名	台数
運用形態	設置場所(委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
コンピュータ・スキャナ・プリンタ・その他( )			台
自己・委託			
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要			

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					

6 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置

《注意事項》

1 法第748条第1項（電磁的記録による備付け及び保存）及び法第749条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）に係る承認を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。

2 法第748条第2項（電磁的記録による保存）及び法第749条第2項（COMによる保存）に係る承認を受けようとする場合は、(4)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。

3 法第749条第3項（COMに代えて保存）に係る承認を受けようとする場合は、その承認が地方税関係帳簿に係るものであるときは(1)から(6)まで、地方税関係書類に係るものであるときは(4)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。

4 法第748条第3項（電磁的記録によるスキャナ保存）に係る承認を受けようとする場合は、(7)から(17)までに掲げる事項について記載する必要があります。

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置

データを直接に訂正又は削除をすることができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。

データを直接に訂正又は削除をすることができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。

上記以外の方法による。

( )

※ 該当する場合のみ記載してください。

ただし、入力日から〔 ) 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置

入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。

入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号、伝票番号、その他 ( )〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。

上記以外の方法による。

( )

(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置

〔一連番号、伝票番号、その他 ( )〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。

上記以外の方法による。

( )

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置

次の名称の書類を備え付ける。

① システムの概要を記載した書類 ( )

② システムの開発に際して作成した書類 ( )

③ システムの操作説明書 ( )

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類又は処理委託契約書並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 ( )

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置

電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

( )

(6) 検索機能の確保に関する措置

記録項目を検索の条件として設定することができる。（地方税関係帳簿関係）

検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

地方税関係帳簿の保存等に固有の措置

地方税関係帳簿の保存等・地方税関係書類の保存に共通の措置



<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(地方税関係書類関係)

検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 書 類 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

(7) スキャナの基準

- 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取るものである。
- 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものである。

(8) タイムスタンプの付与に関する措置

事業者の名称	タイムスタンプの種類等
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(9) 地方税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置

- 次に掲げる情報を保存している。
  - 解像度及び階調に関する情報
  - 地方税関係書類の大きさに関する情報

(10) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要

- 記録事項について訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず確認することができる。
- 記録事項について削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を含む削除前の内容を必ず確認することができる。

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					
自己開発・委託開発・市販・その他 ( )					

(11) 入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報の確認に関する措置

- 地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。

(12) 各事務の適正な実施の確保に関する措置

- 次の事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき各事務を処理している。
  - 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制(相互けんせい)
  - 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続(定期的なチェック)
  - 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制(再発防止)

(13) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置

- [ 一連番号、伝票番号、その他 ( ) ]により地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる。
- 上記以外の方法による。

(14) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置

- 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
  - 整然とした形式であること。
  - 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
  - 拡大又は縮小して出力することができること。
  - 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

(15) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置

- 次の書類を備え付ける(※)。
  - システムの概要を記載した書類
    - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他 ( )
  - システムの開発に際して作成した書類
    - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他 ( )
  - システムの操作説明書

地方税関係書類のスキャナ保存に関する措置

システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 タイムスタンプ  
その他 ( )

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類  
電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他 ( )  
 契約書 ( タイムスタンプ )

※ 次の区分に応じて、上記書類を備え付ける。  
 イ 自己が開発したプログラムを使用する場合…①、②、③、④  
 (委託開発したプログラムを含む。)  
 ロ 電子計算機処理を他の者に委託する場合…①、②、④  
 ハ 市販ソフトを使用する場合…③、④

(16) 検索機能の確保に関する措置  
 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 書 類 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/> 取引先名称 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。  
 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(17) 地方団体の長が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置  
 電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（責任者が定められているものに限る。）を備え付ける。

① スキャナの基準  
 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット（200dpi）以上で読み取るものである。  
 白色、黒色の階調がそれぞれ256階調（グレースケール）以上で読み取るものである。

② ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置  
 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。

- 整然とした形式であること。
- 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
- 拡大又は縮小して出力することができること。
- 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

7 その他参考となる事項

添付書類	1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は道府県知事の証明書 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要） 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書） 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類 ( )
------	--

## 附 則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別記様式第二十七号の七、別記様式第八十四号の二及び別記様式第八十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。